

序．総合計画について

1 節 第五次総合計画の策定について

総合計画は、南風原町の長期的な将来像を展望し、その実現のため分野別方針を総合的かつ計画的に進める指針となるものです。その策定にあたっては以下の点に配慮する必要があります。

1) 第一次～四次総合計画の変遷

昭和 49 年～昭和 70 年を計画期間とする第一次及び第二次の南風原町総合計画は「豊かな自然環境を生かした生活利便性の高い田園都市」を将来像とし、本土との格差是正及び自立的発展、生活環境向上のための基盤整備や公共施設の整備を推進してきました。

第三次南風原町総合計画（計画期間：平成 8 年～17 年）の将来像は「自然と文化が活きづく田園都市」、第四次南風原町総合計画（計画期間：平成 19 年～28 年）の将来像は「ともにつくる黄金南風の平和郷」と、地域のアイデンティティへの気付きや確立から町民が主役となるまちづくりに取り組んできました。

2) 社会経済情勢の変化

南風原町においても重要となる少子高齢化や長期的な人口増加への対応、東日本大震災や地球温暖化に伴う異常気象（台風の大型化）など災害への対応、価値観やライフスタイルの多様化による地域コミュニティの希薄化など、取り組むべき課題も多様化し複雑になってきています。

また、バブル崩壊やリーマンショックにより低迷している日本経済の立て直しが実施されていますが、国民全体への効果は現れておらず経済動向を注視する必要があります。

3) 自治体を取り巻く環境の変化

平成 12 年 4 月、地方分権一括法の施行により、国から地方自治体への権限移譲が進められ、地方自治体の自己責任を伴う自己決定権が拡大されました。これにより地方自治体の裁量による地域づくりが行える環境が整ってきました。

平成 23 年 8 月には、地方自治法の改正により基本構想の策定の義務付けが撤廃されたことから、地方自治体が自らの意志で総合計画を策定することになりました。その意味で行政や町民の主体性が重要になっています。

都市基盤及び都市施設の老朽化や耐震化など、施設の維持管理及び修繕にかかる予算は今後増加することが予想されています。持続可能な社会を維持し、総合計画の実行性を担保するためにも計画的な財政運営が求められています。

さらに、20 年後の沖縄のあるべき姿を描いた「沖縄 21 世紀ビジョン」など、国や県の

計画及び周辺市町の動向に考慮した総合計画とする必要があります。

4) 総合計画策定の意義

これまでの総合計画の流れを継承するとともに、社会動向や地域課題など環境の変化に対応し、長期的展望を見据えた第五次総合計画を町民との協働により策定します。

平成 26 年 1 月施行された「南風原町まちづくり基本条例」により、町民・議会・行政による協働のまちづくりに向けた基本的な考え方がまとめられました。今後、町民と行政の協働によるまちづくりをさらに推進し、自立した地域社会の形成を目指します。

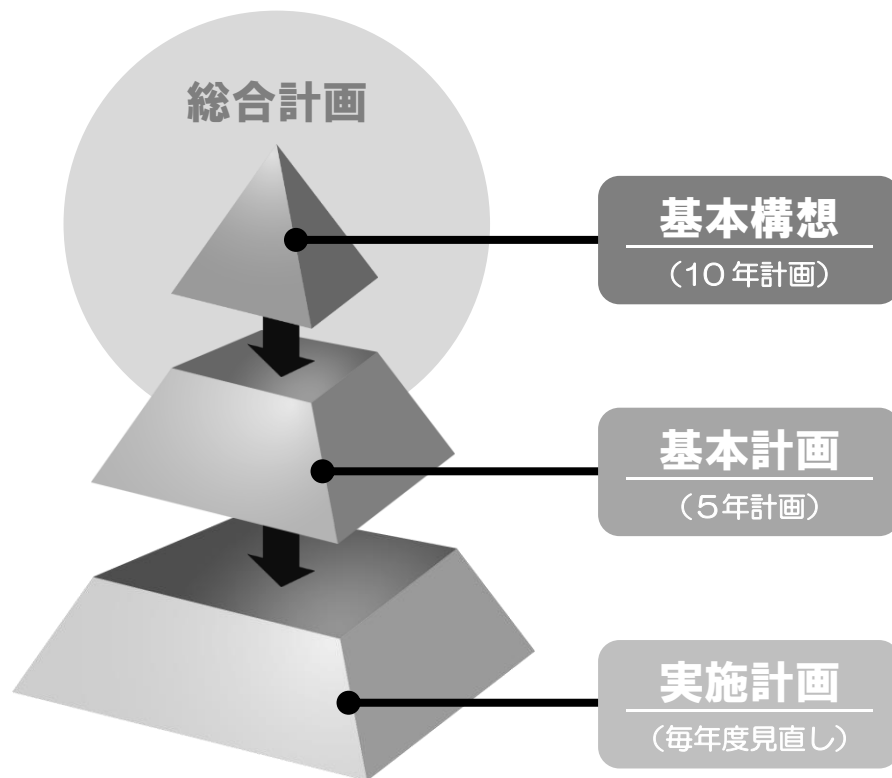
2節 ■ 総合計画の役割

○町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するための最上位の計画です。

○南風原町のまちづくりの長期的なあり方を定めるとともに、それを実現するまちづくり計画の指針となるものです。

○まちづくり計画に基づき展開される、各施策や事業の実施及び連携の主体となる町民、事業所、行政の行動指針となるものです。

3節 総合計画の構成と期間



基本構想	「こんな姿のまちづくりをめざす！」など、南風原町の将来像・大きな目標をまとめたものです。 期間：平成 29 年～平成 38 年（2017～2026）
基本計画	自治・協働・教育・文化・健康・福祉・産業・雇用・都市基盤・安全・安心・環境等、分野ごとに何をするのかを具体的にまとめたものです。 期間：前期 平成 29 年～平成 33 年（2017～2021） 後期 平成 34 年～平成 38 年（2022～2026）
実施計画	基本計画にもとづいて、毎年どのような行動・活動をするか、経費が必要な場合はいくら等をまとめたものです。 期間：毎年見直し

4節 ■ 南風原町の概況と課題

南風原町を取り巻く環境の変化を受け、町が取り組むべき計画課題について以下に整理します。

1) 地域力の強化・再生

南風原町は人口増加傾向にあり、新たな町民の増加、マンション立地による都市化が進んでいます。

一方、ライフスタイルの変化、価値観の多様化等さまざまな要因により、自治会加入率が停滞するなど地域コミュニティに対する意識の希薄化が懸念されています。多様な価値観を持つ町民の行政に対する要求に対し、公平かつ均一的な行政サービスでは地域が抱える様々な課題解決に十分に対処することは困難な状況にあります。

地域課題に対しては、地域が主体となり地域に即した対策を講じる必要があり、そのためにも地域で活動する、様々な団体の活性化と連携・協力が不可欠になります。このため、各種団体への支援を強化し連携体制を構築するなど、地域で問題解決ができるよう地域力の向上が求められています。

2) 子ども・子育て支援、人材の育成

全国的に少子高齢化が進む中、南風原町の出生率は高く毎年 500 人ほどの子どもが誕生しています。次世代を担う子どもたちは地域の財産であり、家庭・学校・地域が一体となって、すこやかな成長を見守る必要があります。特に、近年注目されている子どもの貧困をはじめ、子育てや教育に関する様々な問題への対処が求められています。

学校や地域における、学習や交流体験による学力向上や豊かな人間性を備えた人材の育成、さらに生涯学習を通して多くの方が、地域に貢献する人材として活躍できる社会の構築が求められています。

3) とともに支えあう福祉まちづくり、健康づくり

人は誰しも幸せになりたいと願っていますが、貧困であったり、DV、虐待、引きこもり、病気など、困難を抱えた方は存在します。そのような方が孤立せず、困難な状態から抜け出すことができる地域社会の形成が求められています。

南風原町は、生活習慣病によるメタボリックシンドロームの割合が全国に比べ高く、高度障害に繋がるケースも見られるとともに、若い世代の発症も目立ってきています。町民が元気で幸せに暮らせるよう、健康長寿を取り戻すことが求められています。

4) 産業と雇用の創出

南風原町の自立発展のために産業振興は欠くことのできない存在です。町には古くから伝わる伝統産業や戦略的に誘致し地域に定着した印刷業及び情報産業、広域幹線道路の便を活かした商業の立地、さらに沖縄県立南部医療センターの立地による医療関係施設の集積が進んでいます。

既存産業が地域で存続していける環境の整備や、医療・情報関連産業の展開、さらに南風原町のポテンシャルを活かした新たな産業の振興が課題となります。

また、産業振興と合わせて町民の雇用拡大を図り、町民の安定した生活基盤の確保が求められています。

5) 安全・安心・快適なまちづくり

東日本大震災を契機に防災や減災に対する意識の高まりがみられますが、災害時において重要となる共助の体制が十分に整っているとはいえません。防災や防犯については地域による取組みが不可欠であり体制づくりが課題となります。

那覇空港自動車道や国道などの広域幹線道路網が充実しており、沿道やIC周辺での商業施設が立地するなど交通や買物の便が良く、南風原町へ転居してきた方の要因となっています。今後は、町全域への交通アクセスの向上を図り、町民すべての交通環境の向上が求められています。

6) 自然豊かなふるさとづくり（環境に優しいまちづくり）

都市化の進展に伴い緑の減少が進む中、町民は都市と自然の調和を望んでいます。人口増に伴う都市的土地利用を適切に受け止めるとともに、農地の持つ多様な機能を活かした都市づくりが求められています。

自然資源を再生・活用し、水と緑のネットワークによる生物多様性の確保や憩いの場の形成を行うなど、町民が愛着の持てるふるさとづくりが課題となります。

美しい自然環境を次世代に引き継ぐために、すべての町民が環境に関する意識を高め、環境保全に向けた取り組みの実践が必要となっています。

1. 南風原町の将来像

1 節 ■ 基本理念

基本理念や将来像は、これまでの総合計画における位置づけや時代背景・社会動向を踏まえつつ、南風原町が目指す 10 年間のまちづくりの方向を定めるものです。

第三次総合計画の基本理念や第四次総合計画の将来像に“黄金南風の平和郷”が掲げられており、南風原町が目指すべき普遍的なテーマであると考えています。また、第四次総合計画では主権者である町民自らがつくる総合計画としての取組みが行われ、将来像の“ともにつくる”はその精神が盛り込まれたものです。平成 26 年 1 月に施行された「南風原町まちづくり基本条例」は、町民・議会・行政による協働のまちづくりの環境整備が行われ、今後、実施に向け様々な取組みを行う段階にきています。

第五次総合計画は、この流れを継承し協働によるまちづくりを推進するものです。このため、まちづくりの基本理念と将来像については、第四次総合計画を踏襲し一層深化させることをめざします。

【基本理念】

平和

- ・私たちの祖先が**平和**を強く願ってきた心は、今日でも人々に受け継がれています。世界の恒久平和を願うわがまち南風原の心を、国内はもとより世界へ向けて発信し続ける、平和なまちづくりをめざします。

自立

- ・世界で活躍する人材を輩出してきた南風原町は、豊かな実りと繁栄をもたらすと云われる**南風**が脈々と流れています。私たちはその気風や精神を受け継ぎ、新たな時代の中で自立した多様な人々が育ち集う、地域力のあるまちづくりをめざします。

共生

- ・私たちの祖先は、恵まれた自然環境と調和しながら、暮らし知恵を築いてきました。また、人々は**ともに**支えあい、団結して地域づくりをすすめてきました。まちの様相が移り変わる中で、私たちは改めて、自然との調和、人と人のつながりを大切に共生のまちづくりをめざします。

2節 将来像

こがねはえ さと ともしつくる黄金南風の平和郷

【語意】

ともに：地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任をもって暮らす住民が、「ともに」個々の思いを現し、意見を交わし、夢・目標を実現していく町民の姿を現したものです。

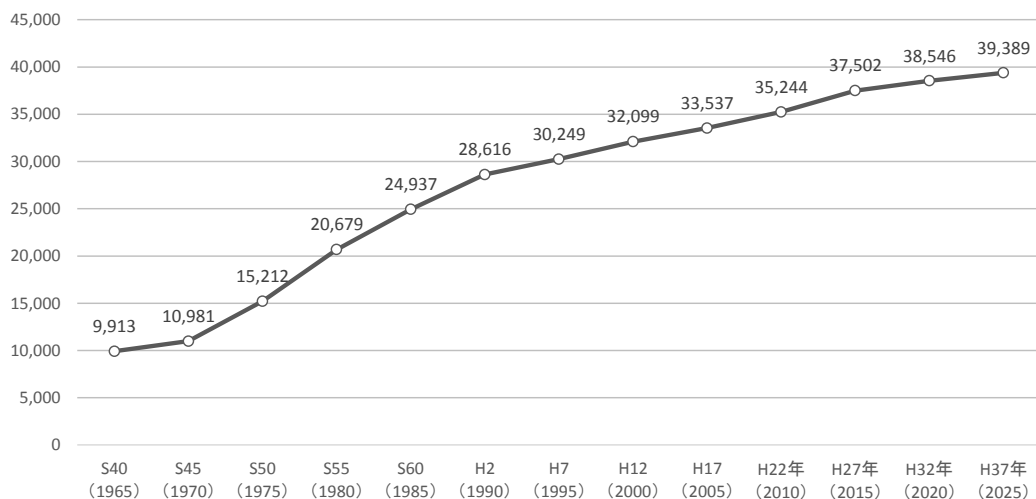
黄金南風：「南風」には、祖先が農耕に際し広く祈り歌った稲穂祭りの歌の一節に「若夏たてば(初夏になれば)、おろい南風の吹きよい(うるおいの南風が吹いて)」、しぢよい、南風の吹けば(万物に息吹を与える南風よ)、もとつくて(株をしっかり育て)、よよいふさつくて(よい房をつけて)…とあるように、「南風」は豊かな実りと繁栄をもたらす風を表現したものです。それに「素晴らしい」という意を冠して「黄金南風」と表しました。

平和郷：恒久平和を願う南風原の心を発信するものです。

3節 将来人口

将来人口	
平成27年 (国勢調査人口)	37,502人
平成33年 (中間)	38,700人
平成38年 (目標)	39,500人

南風原町の将来人口



将来人口の推計について

将来人口は、国勢調査人口にもとづきコーホート要因法で推計を行った。中間値及び目標値は、平成28年3月に策定した「南風原町人口ビジョン及び南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の将来人口推計値となっている。

＜総合計画の体系＞

**基本
理念**

平和・自立・共生

**将来
像**

ともにつくる黄金南風の平和郷

こ
が
ね
は
え

さ
と

まちづくり目標

1 みんなで考え、みんなで創る
わくわくするまち

2 きらきらと輝く人が育つまち

3 ちむぐくるでともにつくる
福祉と健康のまち

4 工夫と連携で
産業が躍動するまち

5 みどりとまちが調和した
安全・安心のまち

6 環境と共生する
美しく住みよいまち

◎ 行財政計画

土地利用構想

まちづくり目標を達成するための柱



自治・
協働

- (1) 情報の共有でひらかれたまち
- (2) 自ら考え、行動し、みんなで創るまち



教育・
文化

- (1) 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育
- (2) 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育
- (3) 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育



健康・
福祉

- (1) ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 子ども・子育て支援の充実
- (4) 障がい者（児）・高齢者支援の充実



産業・
雇用

- (1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興
- (2) 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興
- (3) 地域の連携で創る観光の振興
- (4) 歴史と伝統を誇る工芸産業の振興



都市基盤・
安全・安心

- (1) 安全・安心に暮らせるまちづくり
- (2) 快適で文化的に暮らせるまちづくり
- (3) 利便性のよい魅力あるまちづくり



環境

- (1) 環境への取り組み



行財政

- (1) 効率的で健全な行財政運営

土地利用の基本方針

土地利用の個別方針

2. まちづくり目標と達成するための柱

まちづくり目標

1 みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

(自治・協働)



まちづくり目標

私たちは、森・川・大地という自然の恵み、そして助け合い・支え合いという協調精神や団結心を「地域の力」として先人たちから受け継いできました。

近年の大規模災害を目にした私たちは、生命の尊さを改めて痛感させられました。生命の大切さをまちづくりの中心に据え、人と人、人と自然のつながり、そして一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、地域づくりに参加することの重要性を再認識することになりました。

本町では、平成26年1月に「南風原町まちづくり基本条例」が施行されました。

その中で、「情報の共有」「町民参画」「協働」の基本原則が示されており、私たちはいま、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決め、行動する」という協働のまちづくりを実践する段階に入っています。

今後も協働のまちづくりを推進するため、多様な学びの場をとおして町民一人ひとりの力を高める取り組みをすすめて、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう努めます。

私たちは、お互いがともに考え、助け合い、支え合って、創意と工夫で地域の力を高め、自らの責任でともにまちづくりを進めていくことを基本に、まちづくり目標を設定します。

まちづくり目標を達成するための柱

(1) 情報の共有でひらかれたまち

本町では、みんなで創る住みよいまちをめざし、「広報はえばる」「議会だより」をはじめ、インターネットやスマートフォン等の情報通信技術の進歩に対応し、積極的に情報公開に努めてきました。

今後もより一層、情報の共有を図るため、必要な様々な情報をより手軽に収集、発信、蓄積するとともに、蓄積した情報をまちづくりに活かせるよう、情報発信や町民ニーズの把握のあり方など多様な環境づくりを進めます。

(2) 自ら考え、行動し、みんなで創るまち

本町では、町民自ら考え、自らの責任で行動し、みんなで協力してつくるまちをめざし、担い手の育成や「学校支援地域本部事業」「名人制度」等を活用した子どもたちの幅広い学びの場づくり等協働によるまちづくりに努めてきました。

そして、みんなで協力してつくるまちをめざすに当たっての^{いしすえ}礎となる「南風原町まちづくり基本条例」が策定されました。住民、行政、事業者、地域団体、公的サービスを担う新しい団体などが一緒になって様々な課題に取り組むための「拠り所」となります。

今後もより一層、自ら考え行動するための学びの充実を図るため、町民が積極的にまちづくりに参画できるよう、多様な学習の場のあり方などに関わる仕組みを整え、自ら主体的にまちづくりに参画する環境づくりを進めます。

さらに、「南風原町まちづくり基本条例」の具現化を図るため、町民が気軽に参画できる多様な仕組みづくりを検討し、各字自治会や各種団体等の活動の活性化に努めます。



まちづくり目標

2 きらきらと輝く人が育つまち

(教育・文化)


 まちづくり目標

まちは人の日々の営みによって成り立っています。個人の生活だけでなく、まちをどのように住みよい場にしていくのか。それは行政や企業、多様なサービス提供者の個々の努力だけで、できるものではありません。

本町に住み、学び、働く、まちに関わるすべての人が、地域に目を向け、まちの抱える様々な課題を共有し、解決に向けて考え、決め、行動することではじめて、住みよい地域、誰もが社会から孤立することのない地域を実現できると考えます。

人々が地域に目を向け、行動に至るまでには長い時間を要するものです。「生きる力」と主体的な行動を育てていくには、学びや体験の場などにおいて、多くの人の関心を集める多様なテーマ設定と、人々が夢中になり「きらきら」と輝けることが重要となります。

家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人づくり、そして人をつなげることでより大きな力を発揮できるよう、人と人のつながりを育む環境づくりを家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

家庭は心のやすらぐ場、いのちを継承する場であり、特に子どもの成長において大きな影響を与えます。しかし貧困等を理由に家庭で安らぎを得られない状況が問題視されてきており、家庭で安らぎを得る経験や生きる力を育む機会が十分に得られない状況を放置すると、次の世代へ連鎖していくことが懸念されます。

子どもの自己肯定感※を高め、「生きる力」を育むため、家庭教育の重要性の周知を図るとともに、公民館講座等を通じて家庭教育を考える機会の充実を進めます。

(2) 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

本町では、文化活動・学習活動の拠点となる「町立南風原文化センター」や「町立中央公民館」を利用した文化・公民館活動が活発である一方で、地域コミュニティの希薄化や幅広い年齢層が交流する機会が減っているなどの指摘もあります。

まちで暮らす私たちが、まちの財産（地域の行事、歴史や文化、自然、スポーツ、芸術など）に気づき、まちづくりに主体的に取り組む町民を育てることを「ふるさと教育」と捉えます。一人ひとりが、まちの財産を通じて活気と魅力ある地域づくりを担い、「きらきら」と輝くことができる環境づくりを進めます。



（３）個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

本町は、教育現場での ICT※の活用、地域支援コーディネーターの配置による学校支援地域本部事業の充実化など、学校と地域が連携して子どもを育てる環境が整いつつあります。今後は、子どもの成長に応じた切れ目のない支援、地域並びに子どもに関わる各種団体等との更なる連携が求められています。

子どもたちは、無限の可能性を秘めた未来の宝です。子どもたちが個性や可能性を伸ばし、心豊かに、たくましく育つことは本町の大きな目標です。地域と連携しながら、一人ひとりが自己肯定感を高め、個性を認め、夢を育み、将来の自立に向かって安心して学び、体験することができる学校教育を進めます。



【用語の解説】

※自己肯定感：「自分が自分であって大丈夫」という感覚。これは自分の良いところだけでなく、ダメなところ、弱いところを含めて、自分の存在を肯定できること。自分の気に入らない部分があっても、「あるがまま」の自分を認め、「あるがまま」の自分とともに生きていくという感覚を指しています。

※ICT：「Information Communication Technology」の略語で、直訳すると情報伝達技術となります。スマートフォン等の普及に伴い、これまでの「IT（情報技術）」から一歩進めて、情報技術を活用したコミュニケーションの重要性を表現した言葉です。

まちづくり目標

3 ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまち

(健康・福祉)


 まちづくり目標

年齢、性別、国籍、出身地、障がいの有無、経済状況、貧困等それぞれの抱える悩みや困難に関わらず、南風原町の町民一人ひとりが「南風原町に住んで良かった」と実感できることをまちづくりの基本とします。

まちの住みよさは、一人ひとりの生活の質（自分らしい生活を送ることのでられる幸福感や満足度）の向上につながると考えます。誰もが安心して住み続けることができる、住みよさを実感できるためには、行政と町民、支援を受ける側と支援する側、保健・福祉・医療などといった区分をすることなく、「ともに」まちをつくりあげていくことが必要です。

本町は今後も人口の増加が見込まれます。人口の増加によって、必要となる公的サービスの増大、コミュニティの希薄化、一人暮らし高齢者の増加、格差の増大など様々な変化も予測されます。

専門性を必要とする保健・福祉・医療サービス等の基盤整備とネットワークの充実に加え、身近な場所で集う場や機会、人と人のつながりなどを通じ、誰も社会的に孤立させない環境づくりを行政と町民、地域や企業、NPO 等と協働で進めます。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち

本町は、行政と町社会福祉協議会が連携し、地域福祉推進計画を上位計画として位置づけ、各種個別計画を連動させて福祉施策を推進しています。

今次計画においては、全ての町民が社会的に孤立することなく、安心して健康的に暮らすことができ、「南風原に住んで良かった」「これからも南風原に住み続けたい」と思える社会に向け、困難を抱える人を支えるネットワークの構築、地域課題を的確に捉え解決することのできる人材の育成と連携に向け環境を整えます。

そのため、行政と地域、保健・福祉・医療の関係機関、教育機関、企業、NPO 等との連携を強化するとともに、それをつなげる人づくりを進めます。加えて、町民の悩みなどを総合的に受け止める相談体制、身近な場所で人が集うことができる機会の充実など、多様なつながりを通じた支えあう地域づくりをめざします。

（２）健康づくりの推進

本町は、町民の生活の質の向上と国民健康保険等社会保障制度の安定運営に向け、生活習慣病の発症予防並びに重症化予防の推進に取り組んでいます。

今後とも、誰もが安心して住み続けることができ、一人ひとりの生活の質を向上していくためには、多方面からの健康づくりに対する支援の充実が求められています。

妊娠期から高齢期まで、ライフステージの健康課題を踏まえた健康づくり支援体制の確立により健康長寿の実現をめざします。



（３）子ども・子育て支援の充実

本町は、将来的な保育、教育ニーズを見据えながら、各種保育サービス等の充実と待機児童の解消に向けた環境整備等に取り組んでいます。

将来にわたって人口増加傾向を維持するとともに、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりのために、子ども・子育て支援の充実は不可欠となります。

各種保育サービスの充実を図るとともに、貧困等を理由に子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、行政と関係機関等が連携した包括的な支援の提供など、安心して子どもを生み育てるための支援の充実を図ります。

（４）障がい者（児）・高齢者支援の充実

本町は、障がい者（児）及び高齢者が日常生活や社会参加を営むことができるよう、必要な福祉サービス等の提供を行っています。

町民がともに支えあう共生社会の実現に向けては、障がいや障がい者（児）に対する理解を深めていくための取り組みが必要です。また今後、高齢者数が増加することを見据え、介護予防の推進と認知症への理解を深めていくことが必要となります。

利用者のニーズを踏まえながら、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険など各種サービスの充実を図るとともに、相談対応や日常的な交流等を通じて社会参加や自立を支える支援体制を強化します。

まちづくり目標

4 工夫と連携で産業が躍動するまち

(産業・雇用)


 まちづくり目標

本町の産業は、都市化の進展が著しい中、農業・商工業・伝統工芸等を基盤に発展し、近年は医療・福祉施設、大型商業施設などが集積し、活性化してきました。また、南風原町観光協会が設立され、観光振興に向けた推進体制が整いつつあります。

人々のライフスタイルや価値観の多様化、産業における技術革新が目覚ましい現代社会において、大量生産・大量消費からの転換、ワークライフバランスの意識など生産活動や働き方について、新たな対応が求められています。

活力ある産業は、地域経済を活性化させ、働く場を創出するだけでなく、豊かな町民生活につながる基盤となることから、地域に根ざした産業振興に取り組みます。

地域に根差した産業は、地域に支えられ、創意・工夫と連携によって活力を維持し、それが持続することで信頼が生まれ、魅力ある産業へとつながります。

私たちは、個々の産業が自主的に力を発揮し、産・学・官・民の連携により、多様な働く場をつくる「工夫と連携で産業が躍動するまち」をめざします。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

都市近郊に位置する本町の農業は、ブランドとして定着している「かぼちゃ」をはじめ、「ストレリチア」「スターフルーツ」の拠点産地であり、「ヘチマ（食用）」は生産量日本一であるなど、精力的な生産活動が営まれています。

そのような中で、これまで安定した生産・出荷・供給体制をはじめ、担い手育成など生産活動の支援に取り組んできました。

今後とも農業振興を図るため、安全・安心で信頼される農畜産物の安定的な生産・出荷・供給体制の充実や農畜産物のブランド力の向上へ取り組むとともに、商工業や他産業との連携による新たな展開、若い人をはじめとする多様な人材が農業をしたいと思える環境づくりを進めます。

また、都市に近い農地は快適なみどりの空間として風景の一部となっていることから、農地と市街地が共存し、調和できる農地の利用を進めます。

（２）賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

本町の商業は、大型ショッピングセンターをはじめ、娯楽・レクリエーション施設、都市基盤を活かした津嘉山地区の沿道商業施設の集積、地域内の個性的なカフェ等の小売店が点在するなど、多種多様な形態で営まれています。また、印刷団地の立地により印刷業が集積しているなど、これまで、商業・製造業が持続的に活動できる環境づくり・支援に取り組んできました。

今後とも、交通の利便性をはじめ都市近郊である立地条件、集積している事業所や施設など本町の強みを活かした取り組みを推進し、働く場が創出され、地域経済が活性化される賑わいのある空間づくりを推進します。また、既存の製造業の自主的発展ができるよう、地域と共に歩む環境づくりも進めます。

さらに、チャレンジしたい起業家の支援をはじめ、企業や新規産業の誘致及び支援に努め、新たな賑わい・活力づくりに取り組みます。

（３）地域の連携で創る観光の振興

本町においては、観光への活用も期待される町立南風原文化センターが整備されたのはじめ、「南風原町観光協会」を中心として、地域資源を活かした観光振興の新たな発展への足掛かりができました。

それを契機として、積極的な観光情報の発信や「体験宿泊（民泊）」「綱曳きツアー」「かすりの道ツアー」「古民家を活用したイベント」など地域資源を掘りおこし、観光メニュー設定に取り組んできました。

今後は、これまでの平和学習や「琉球かすりの里」「飛び安里」「金城哲夫」等の地域資源の活用推進をはじめ、プロスポーツチームなどのキャンプ地等としての新たな魅力づくりに努めます。また、これらの自然・文化・歴史・スポーツ等の地域資源だけでなく、地場産業及び観光関連産業など「地域資源と人（産業）」との連携による新たな展開を図るとともに、それを支える人材の発掘・育成に努めます。

さらに、町内だけにとどまらず、町外の団体等と協力し相乗効果をもたらす観光振興に取り組めます。

（４）歴史と伝統を誇る工芸産業の振興

本町の工芸産業は 100 年の長い歴史と伝統を有し、県内有数の産地となっている琉球絣と南風原花織があり、これまで担い手育成をはじめ、販路開拓、イベント開催などへの支援に取り組んできました。

今後とも町が誇る伝統工芸産業の振興を図るため、町民向けのイベント開催など町民が親しむことのできる環境づくりをはじめ、担い手育成、販路開拓、町内外への情報発信の強化、観光関連産業との連携などを図り、経営環境が改善され産業として自主的発展ができるよう、支援に取り組めます。

まちづくり目標

5 みどりとまちが調和した安全・安心のまち

(都市基盤・安全・安心)


 まちづくり目標

人は暮らしの礎に安全・安心を求め、さらに利便よく快適さのある暮らしを望みます。
特に東日本大震災以降「安全・安心」は、まちづくりの重要なキーワードとなっています。

急速な都市化が進展した本町にあって、三大森（新川森、黄金森、高津嘉山）等の緑をはじめ、国場川等の河川など自然環境が今でも残されており、私たちの生活に癒しや快適さをもたらす貴重な財産です。

その貴重な財産を活かした自然環境と共生する都市づくりは、暮らしに潤いや利便性をもたらすだけでなく、防災や地域経済の活性化にもつながる重要な要素となります。

このため、防犯・防災対策が充実した安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、自然環境と都市の利便性が共生する「みどりとまちが調和した安全・安心なまちづくり」をめざします。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) 安全・安心に暮らせるまちづくり

安全で安心に暮らせる環境は生活条件の基礎です。

本町では、安全・安心に暮らせるまちをめざし、これまで、道路における安全な歩行空間の確保や防犯を考慮した公園、防災拠点となる「総合保健福祉防災センター」の整備、防災マップの見直し、各自治会及び団体と協力した防犯・防災活動等に取り組んできました。

今後とも、町民等への防犯・防災に関する情報提供の充実をはじめ、地域の目が発揮できるまちづくり・体制づくりを推進するとともに、行政及び関係機関との連携強化、安全面を考慮した施設・設備の整備に努め、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

（２）快適で文化的に暮らせるまちづくり

本町のまちの良さは、三大森等の自然と都市の利便性の両面があることです。

これまで、都市基盤の整備をはじめ、貴重な自然環境の保全など、本町の良さを活かしたまちづくりに取り組んできました。

今後とも本町の良さを活かし、三大森をはじめとする公園・緑地と河川（国場川・宮平川・長堂川等）の緑と水のネットワークを形成し、住環境の質の向上に努めます。

生活基盤の面では、急激な市街化が進展した反面、街路幅員が狭く、歩道等が未整備な箇所もあることから、地域毎のきめ細かな住環境整備に努めます。また、個性的で快適な地域づくりを推進するため、地域との協働による取り組みを進めます。

さらに、人口増加に伴い下水道の供給処理需要は増大することから、地域の現状に合わせた計画的な対応を進めます。



（３）利便性のよい魅力あるまちづくり

本町においては、那覇空港自動車道をはじめ、国道 507 号バイパス、県道 82 号線、241 号線等の幹線道路の整備が進み、与那原・南風原バイパスや南部東道路もこれから本格的に整備される予定にあり、広域交通ネットワークの基盤が整いつつあります。

今後は、これらの社会資本を活かした土地利用をすすめると同時に、高齢社会や持続可能な循環型社会に資する公共交通の充実した町内外の人々にとって利便性のよい魅力あるまちづくりに取り組みます。

まちづくり目標

6 環境と共生する美しく住みよいまち

(環境)


 まちづくり目標

私たちが心豊かな生活を営む上で環境は重要な要素であり、環境を守り・改善し、将来にわたって良い環境を残すことは私たちの責務です。

地球環境は温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、生物多様性の減少など悪化の一途をたっており、これらは自然災害への影響も懸念されるなど、地球規模の環境問題が身近な日常生活にも直結する深刻な事態になっています。

また、COP21（パリ協定）では京都議定書に続く、2020年以降の新しい地球温暖化対策の枠組みが示されるなど、世界的な取り組みも新たなステージに入ってきました。

環境問題は、一朝一夕に解決するものではないことから、継続して取り組むことが大切です。

私たちは、身近な生活環境だけでなく、地球環境を共有の財産として将来にわたって引き継いでいくために、環境に関する意識の普及・啓発活動をはじめとした取り組みを推進し、できることから一歩ずつ主体的に取り組むことで「環境と共生する美しく住みよいまち」をめざします。

 まちづくり目標を達成するための柱

(1) 環境への取り組み

本町では、これまで生活に身近な取り組みとして「はえばるリサイクルループ」や「資源ごみ回収事業」「5R※活動」の普及・啓発活動をはじめ、小学校における「買物ゲーム」等の環境学習、町民参画によるクリーン活動、不法投棄の防止活動、公害防止活動などを進めてきました。

今後も循環型社会の構築に向けて、物を大切にすることということを基本に、ごみの減量化・資源化の普及・啓発活動や環境学習等の充実を図るとともに、これらの活動を持続的に取り組むことで、町民が日常生活の中で環境を意識した活動が実践できるように努めます。また、公害の未然防止や生活環境を保全するため、公害の要因や不法投棄に関する広報活動・巡回パトロール等の強化に向けた取り組みを推進します。

地球温暖化をはじめ、省エネルギーなどの環境問題については、環境学習をはじめとする普及・啓発活動に努めてきました。

さらに、環境問題を私たちの身近な問題としてとらえ、できることから地道に取り組むことで、次世代へ美しい環境を引き継ぐことをめざします。

【用語の解説】

※5R：リフューズ（不必要なものは断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リペア（修理する）、リサイクル（再資源化する）の5つの頭文字を5Rと言います。

3. 土地利用構想

1節 土地利用の基本方針

町民の生活や生産活動を支える基盤である土地利用については、町の人口増に伴う住宅地や新たな産業拠点地の形成など、今後10年を見越した町の姿を具現化する計画とします。

町民が求める町の姿としては、都市と農村の調和のとれた町を望んでおり、住宅地、産業拠点地の供給に対しても、需要に対する供給量を踏まえ秩序あるコンパクトな都市形成を行います。また、森林や農地、水辺などの自然的土地利用については生態系ネットワークや景観資源として保全活用を図り、多様な生物が生息する美しいまちづくりを推進します。

さらに、安全・安心なまちづくりを実現するため土地の履歴や形状から、災害リスクの高い地域については、適切な規制を行います。

2節 土地利用の個別方針

(1) 住居系

①都市基盤整備地区

津嘉山北土地区画整理事業地区においては、計画的な基盤整備とともに地区計画を併用することで、良好な市街地形成に向けた取組みを実施しています。南風原町の新たなまちの顔として、安全・快適・利便性を備えた潤いのあるまちづくりを推進します。

②住環境整備地区

市街化区域内の一部住宅地においては、スプロール的な住宅開発が進み、道路などの基盤が十分に整備されておらず、行き止まり道路も見られます。スプロール地区においては、生活道路のネットワークを構築するなど基盤の改善によるアクセス向上を図り、安全で快適な住環境の形成を図ります。

③既存集落・田園住宅地区

昔ながらの集落形態を残す地区においては、地区の歴史文化資源の保全や石垣、生け垣など趣のある住宅のたたずまいを維持するため、景観形成を推進するなど、歴史や文化の薫る緑豊かな集落環境の保全・誘導に努めます。

また、住宅の集積が見られる地区は、新たに住宅地を整備する際には、既存の道路や排水など基盤との調整を図るとともに、緑豊かな田園住宅整備に努めます。

④生産緑地等保全・活用地区

本地区は、都市と農村のバランスを図るうえで緩衝帯としての役割を担う、重要な地区になります。農業など緑地としての利活用を基本としますが、宅地としての利用を行う場合は、個々の地区特性に応じた独自の基盤整備のあり方を検討し、田園住宅地としての環境が維持できるよう努めます。

(2) 産業系

⑤商・工業地区

国道 329 号や 507 号及び那覇空港自動車道南風原北 I C 周辺には、広域から集客力のある商業施設が立地しています。広域幹線道路沿道においては、地域の魅力ある賑やかな商業地を形成するため、沿道景観づくりを推進します。また、印刷出版や情報通信など工業施設も立地しており、都市型工業の立地、集積を誘導します。さらに、環境に配慮した機動性に富む基盤整備を促し、新たな商・工業用地の面積の確保を図ります。

⑥交通結節・健康増進地区

沖縄自動車道那覇 I C やモノレール首里駅へのアクセスの便が良いこと、さらに国道 329 号バイパスの整備など、交通結節点としてのポテンシャルは高く、これらを十分に活かしたまちづくりを推進します。

沖縄県立南部医療センターの立地を受け、医療関連施設の集積が進んでいます。今後とも医療関連施設の誘致を行うとともに、環境学習及び健康・医療・福祉ゾーンと合わせて健康・医療・福祉の拠点形成を図ります。

(3) 公共系

⑦公園整備地区

地域住民の身近な憩いの場としての公園や、黄金森公園のように歴史・文化・スポーツ・まとまった緑地の保全に貢献する大規模な公園があります。今後とも地域の交流・スポーツ増進、歴史・文化の継承、緑地の保全策として積極的に整備を行うとともに、森林や河川と一体となり貴重な自然環境の保全活用に努めます。

(4) 自然系

⑧森林・斜面緑地等保全・活用地区

新川森、黄金森、高津嘉山などの骨格となる斜面緑地は、景観資源としても多様な生物の生息域としても重要であり、その他の緑地を合わせて保全を図るとともに、公園や河川と連携し生態系のネットワーク形成を図ります。

また、斜面緑地の一部は地すべりの危険があり、周辺における宅地利用については指導強化を行います。

⑨河川（水系）

国場川、安里又川、宮平川、手登根川、長堂川などの水辺空間については、水質の改善を図るとともに、地域住民の憩いの場となるよう、安全面に配慮し親水性の高い水辺空間の整備を推進します。

（５）農業系

⑩農用地保全地区

土地改良等により農業生産基盤が整った優良農地であり、農業生産の向上を図るよう更なる基盤の強化をはじめ、農地の有効活用や担い手育成に努めます。

また、自然環境の保全、観光的利用など農地の多面的な機能を踏まえた利活用を図ります。

（６）その他

⑪墓地環境整備地区

斜面緑地等を利用して整備された門中墓などは、緑地と一体となり良好な環境を維持しています。一方、新川地区に広がる墓地は無機質な空間が形成されており、緑化による景観形成を推進するとともに、ゴミの不法投棄対策など環境保全に努めます。

3節 ■ 新規土地利用地区

今後新たな土地利用の展開を検討する地区をゾーンとして以下に整理します。

○賑わい交流ゾーン

県道 82 号線の拡幅整備にともないメインストリートとして、安全で潤いと賑わいのあふれる商業・業務交流拠点としての沿道利用を図ります。

○伝統文化保全ゾーン

本部、喜屋武、照屋の集落及び周辺地区については、市街化区域編入後も伝統文化及び集落環境の保全に努め、安全で快適な住環境の形成を図ります。

○農業振興地域市街化区域編入ゾーン

市街化区域への編入を予定している津嘉山北土地区画整理地区に隣接する農用地区域は、農地の持つ多面的な機能を活かした新たなまちづくりのあり方を検討します。

宮平地区の農振白地地域は、地区計画等の導入を図り基盤整備や街並み誘導など良好な住環境の形成に努めます。

○新規産業集積ゾーン

産業振興の新たな拠点として、交通利便性の良い那覇空港自動車道南風原南ⅠC周辺を新規産業等の集積を促し、新たな産業の誘致や町内の産業の移転用地として活用できるよう、地区の実態を踏まえた可能性調査を実施し、実現化に向けた検討を行います。

○広域商業交流ゾーン

既存の商業施設を核とし、那覇空港自動車道南風原北ⅠCや国道329号バイパス整備の広域交通の利便性を活かした商業施設の集積を促し、賑わいと潤いのある商業地の形成を図ります。

○環境学習及び健康・医療・福祉ゾーン

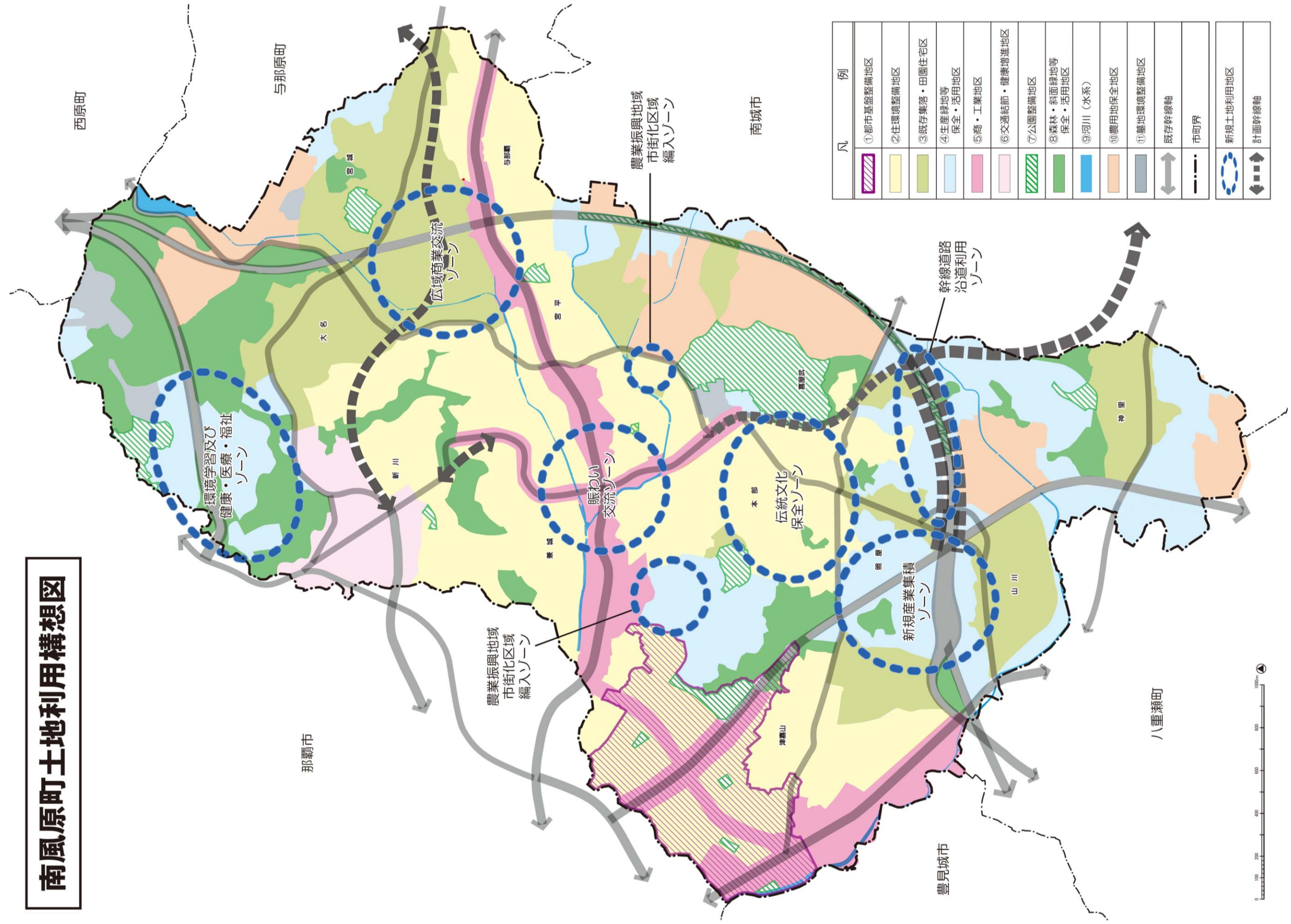
新川森など斜面緑地に囲まれた環境の中に、環境学習や健康増進などが行える「環境の杜ふれあい」や医療・福祉施設が立地しています。斜面緑地の保全を図りつつ、環境学習をはじめ健康・医療・福祉関連施設の集積を促します。

○幹線道路沿道利用ゾーン

南部東道路沿道地区においては、周辺の教育施設や集落環境に配慮しつつ交通の利便性を活かした土地利用の検討を行います。



南風原町土地利用構想図



凡	例
	①都市基盤整備地区
	②住環境整備地区
	③既存集落・田園住宅区
	④生産緑地等 保全・活用地区
	⑤商・工業地区
	⑥交通結節・健康増進地区
	⑦公園整備地区
	⑧森林・斜面緑地等 保全・活用地区
	⑨河川（水系）
	⑩農用地保全地区
	⑪臺地環境整備地区
	既存幹線軸
	市町界
	新規土地利用地区
	計画幹線軸

